

令和3年10月1日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会資料

(令和3年9月27日付託分)

県土整備局

令和3年度9月補正予算

- 1 令和3年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】…………… 1

議案（条例その他）

- 2 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の概要…………… 4
- 3 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）請負契約の内容…………… 5
- 4 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の概要…………… 6
- 5 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の概要…………… 7
- 6 相模三川公園の指定管理者の指定の概要 …………… 8
- 7 山北つぶらの公園の指定管理者の指定の概要 …………… 9

【予算に関する説明書 15～16頁】

1 令和3年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	千円	千円
かながわ電子入札 共同システム改修 費	69,588	前年度末 までの支出 (見込)額		—	国庫支出金	—	
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	69,588	県 債	—	
					そ の 他	42,728	
					一般財源	26,860	

(変更)

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	千円	千円
都市公園指定管理 費	8,801,925	前年度末 までの支出 (見込)額		—	国庫支出金	—	
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和8年度	8,801,925	県 債	—	
					そ の 他	—	
					一般財源	8,801,925	
補正後	10,292,663	前年度末 までの支出 (見込)額		—	国庫支出金	—	
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和8年度	10,292,663	県 債	—	
					そ の 他	—	
					一般財源	10,292,663	

## 参考資料 1

### ○ かながわ電子入札共同システムの改修にかかる債務負担行為の設定について

#### 1 概要

かながわ電子入札共同システムは、神奈川県と 28 市町村及び県内広域水道企業団で、共同で運営している。

マイクロソフト社が令和 4 年 6 月にインターネットエクスプローラー（以下「I E」と記載）のサポートを終了することを発表したことから、かながわ電子入札共同システムの改修を行う。

I E のサポートが終了する令和 4 年 6 月までに改修を終えるためには、令和 3 年 10 月中旬から改修を行う必要があるため、令和 3 年度 9 月補正予算で債務負担行為を設定する。

#### 2 債務負担行為設定額

69,588 千円（期間：令和 3 年 10 月～令和 4 年 5 月）

#### 3 今後の予定

改修作業開始	令和 3 年 10 月
改修作業完了	令和 4 年 5 月
I E サポート終了	令和 4 年 6 月

○ 指定管理者指定に係る債務負担行為の設定について

1 概要

県立都市公園については、現在 25 公園に指定管理者制度を導入している。令和 3 年度末に現指定期間が満了となる 25 公園に、直営で管理している山北つぶらの公園を加えた計 26 公園について、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で新たな指定管理期間として、指定管理者の指定を行う。

このたび、第 2 回定例会において指定議案及び債務負担行為の設定（辻堂海浜公園・湘南汐見台公園を除く）が議決されている 22 公園を除く、相模湖公園及び相模湖漕艇場、秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター、相模三川公園、山北つぶらの公園について、指定管理者候補を選定し、第 3 回定例会に指定管理者の指定議案を提案するとともに、指定管理者候補の指定管理料の提案額の合計額と同額の補正により債務負担行為を変更する。

2 債務負担行為設定額（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 5 年間の指定管理料の提案額）

- ・補正前：8,801,925 千円
- ・補正額：1,490,738 千円
- ・補正後：10,292,663 千円

(内訳)

(単位：千円)

	公園名・施設名	指定管理料		公園名・施設名	指定管理料
1	塚山公園	90,500	12	東高根森林公園	246,000
2	保土ヶ谷公園	1,012,500	13	相模原公園	1,327,500
3	三ツ池公園	386,830	14	大磯城山公園	445,000
4	葉山公園	76,450	15	七沢森林公園	390,750
5	はやま三ヶ岡山緑地	葉山公園と一括指定管理	16	四季の森公園	373,074
6	湘南海岸公園	345,275	17	座間谷戸山公園	312,671
7	城ヶ島公園	116,755	18	津久井湖城山公園	815,000
8	恩賜箱根公園	215,200	19	茅ヶ崎里山公園	640,000
9	辻堂海浜公園	県に納付金が支払われるため債務負担不要	20	あいかわ公園	555,740
10	湘南汐見台公園	辻堂海浜公園と一括指定管理	21	おだわら諏訪の原公園	296,500
11	観音崎公園	491,680	22	境川遊水地公園	664,500
			補正前合計		8,801,925
23	相模湖公園 相模湖漕艇場	302,004	25	相模三川公園	441,816
24	秦野戸川公園 山岳スポーツセンター	555,638	26	山北つぶらの公園	191,280
			補正額合計		1,490,738
			補正後合計		10,292,663

3 今後の予定

令和 3 年 9 月 指定議案等の提案

令和 4 年 4 月 指定管理者による管理運営開始

## 2 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例の概要

### (1) 改正の趣旨

屋外広告物行政については、屋外広告物法に基づき、県、指定都市及び中核市がそれぞれ屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の規制等の事務を行うこととされているが、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体である市町村は、県の条例に定めるところにより、独自の条例を制定することが可能とされている。

鎌倉市は平成17年に景観行政団体となっており、地域の特性に即した独自の条例の制定に向けて、令和3年12月市議会に鎌倉市屋外広告物条例案を上程する予定であるため、神奈川県屋外広告物条例について所要の改正を行う。

### (2) 改正の内容

屋外広告物の規制等に関する条例の制定及び改廃の事務を処理する自治体として、鎌倉市を追加する。

### (3) 施行期日、経過措置及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

#### ア 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### イ 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### ウ 事務処理の特例に関する条例の一部改正

神奈川県屋外広告物条例の一部改正に伴い、事務移譲先市町村から鎌倉市を削除する。

【議案（条例その他） 6 頁 定県第129号議案】

3 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）請負契約の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称   | 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）                       |
| (2) 工 事 場 所   | 横浜市瀬谷区阿久和南四丁目 8－185外                              |
| (3) 請負契約者名    | 昭和・北沢特定建設工事共同企業体<br>代表者 昭和建設株式会社<br>代表取締役 工 藤 圭 亮 |
| (4) 請負契約金額    | 10億8,937万700円                                     |
| (5) 工事着手年月日   | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内      |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和5年3月17日   |

4 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条及び神奈川県立相模湖漕艇場条例第7条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模湖公園及び相模湖漕艇場
イ 指定管理者	
(ア) 名称	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ (※)
(イ) 主たる事務所の所在地	相模原市緑区与瀬1183番地
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(※) 一般社団法人相模湖観光協会及び特定非営利活動法人神奈川県ボート協会が構成員のグループ



5 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条及び神奈川県立山岳スポーツセンター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体（※）
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(※) 公益財団法人神奈川県公園協会及び小田急電鉄株式会社が構成員のグループ

6 相模三川公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模三川公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ（※）
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(※) 公益財団法人神奈川県公園協会及びサカタのタネグリーンサービス株式会社が構成員のグループ

7 山北つぶらの公園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	山北つぶらの公園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県公園協会 (※)
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(※) 公益財団法人神奈川県公園協会

(参考) 指定管理者候補の選定過程等

## 1 募集経過

### (1) 募集期間

令和3年4月14日から令和3年6月11日まで

### (2) 現地説明会

令和3年4月20日から令和3年4月27日まで  
のべ16団体が参加

### (3) 応募状況

のべ7団体が応募

## 2 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会都市公園部会及び神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会（外部評価委員会）における審査

### (1) 委員会委員

#### ア 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会都市公園部会

委員名	職業	分野
飯島 健太郎	大学教授	学識経験者
岡本 由美子	公認会計士、税理士	経理
高澤 厚子 (第2回委員会まで)	社会保険労務士	労務
青木 利太 (第3回委員会以降)	社会保険労務士	労務
浦田 啓充	一般社団法人常務理事	施設の事業内容に精通
川島 裕子	NPO法人理事長	施設利用者代表

#### イ 神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会

委員名	職業	分野
飯島 健太郎	大学教授	学識経験者
岡本 由美子	公認会計士、税理士	経理
高澤 厚子 (第2回委員会まで)	社会保険労務士	労務
青木 利太 (第3回委員会以降)	社会保険労務士	労務
浦田 啓充	一般社団法人常務理事	施設の事業内容に精通
川島 裕子	NPO法人理事長	施設利用者代表
日比野 幹生	大学教授	学識経験者
岡本 悟	公益社団法人役員	施設利用者代表
小野寺 斉	公益社団法人役員	施設利用者代表

(2) 委員会開催状況

ア 神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会都市公園部会

年月日	回数	内容
令和2年10月26日	第1回	選定基準（案）等を協議
令和3年3月18日	第2回	現地調査及び評価の進め方協議
令和3年7月13日	第8回	申請書類の審査、プレゼンテーション・質疑応答、仮採点等
令和3年7月16日	第9回	
令和3年8月3日	第10回	評価点等の協議
令和3年8月12日	第11回	評価報告書等の協議、決定

※第3回～第7回委員会は、令和3年1月募集（塚山公園等22公園）の選定に係る開催

イ 神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会

年月日	回数	内容
令和2年10月26日	第1回	選定基準（案）等を協議
令和3年3月18日	第2回	現地調査及び評価の進め方協議
令和3年7月13日	第3回	申請書類の審査、プレゼンテーション・質疑応答、仮採点等
令和3年8月3日	第4回	
令和3年8月12日	第5回	評価報告書等の協議、決定

(3) 応募団体の評価結果

ア 相模湖公園及び相模湖漕艇場

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ※ （相模原市）	38	25	20	83

※ 一般社団法人相模湖観光協会及び特定非営利活動法人神奈川県ボート協会が構成員のグループ。

イ 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体※ （横浜市）	43	21	23	87
2	横浜緑地株式会社 （横浜市）	38	25	22	85

※ 公益財団法人神奈川県公園協会及び小田急電鉄株式会社が構成員のグループ。

ウ 相模三川公園

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ※ <sup>1</sup> （横浜市）	41	25	22	88
2	アメニス相模三川グループ※ <sup>2</sup> （東京都港区）	40	22	20	82

※1 公益財団法人神奈川県公園協会及びサカタのタネグリーンサービス株式会社が構成員のグループ。

※2 株式会社日比谷アメニス、株式会社日比谷花壇及び太陽スポーツ施設株式会社が構成員のグループ。

エ 山北つぶらの公園

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川県公園協会 （横浜市）	43	25	22	90
2	株式会社アグサ （南足柄市）	38	24	18	80

3 行政改革推進本部における指定管理者候補の選定

(1) 行政改革推進本部

ア 決定日

令和3年9月3日

イ 構成

知事、副知事、理事、各局長、地域県政総合センター所長、企業庁長、教育長等

(2) 指定管理者候補

ア 相模湖公園及び相模湖漕艇場

名称	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ
概要	<p>1 一般社団法人相模湖観光協会</p> <p>(1) 設立年月日 平成24年4月5日（現法人格への移行日） （団体としての設立は昭和43年12月12日）</p> <p>(2) 代表者 代表理事 佐藤 泉</p> <p>(3) 所在地 相模原市緑区与瀬1183番地</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光に関する調査と研究</li> <li>・ 観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致</li> <li>・ 県及び市から委託された施設の管理運営</li> </ul> <p>2 特定非営利活動法人神奈川県ボート協会</p>

	<p>(1) 設立年月日 平成 18 年 10 月 17 日</p> <p>(2) 代表者 会長 野津 将史</p> <p>(3) 所在地 相模原市緑区与瀬 340 番地</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボートの普及、振興事業</li> <li>・ ボート競技大会の開催、運営及び支援事業</li> <li>・ ボート施設等の管理、運営事業</li> </ul>
選定理由	<p>神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会（外部評価委員会）での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p><b>【サービスの向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域と連携した維持管理や、漕艇場のモーターボートを利用した、利用者の安全確保や景観の維持を図るといった取組は評価でき、適切な水準の管理運営が期待できる。</li> <li>○ パラローイングを含めたボート競技の特性を理解し、安全に配慮した提案であることは評価できる。</li> </ul> <p><b>【管理経費の節減等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提案額の積算は適切になされている。</li> </ul> <p><b>【団体の業務遂行能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンプライアンスやこれまでの実績等の観点から、公園及びスポーツ施設の管理運営を適切に行うことのできる業務遂行能力を有していると評価できる。</li> </ul>

イ 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター

名 称	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体
概 要	<p>1 公益財団法人神奈川県公園協会</p> <p>(1) 設立年月日 昭和 50 年 3 月 20 日</p> <p>(2) 代表者 理事長 横溝 博之</p> <p>(3) 所在地 横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等</li> <li>・ 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等</li> </ul> <p>2 小田急電鉄株式会社</p> <p>(1) 設立年月日 昭和 23 年 6 月 1 日</p> <p>(2) 代表者 代表取締役 星野 晃司</p> <p>(3) 所在地 東京都渋谷区代々木二丁目 28 番 12 号</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 娯楽、スポーツ施設及び教養に関する教育施設の経営</li> <li>・ 宣伝・広告代理業</li> </ul>

<p>選定理由</p>	<p>神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会（外部評価委員会）での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p><b>【サービスの向上】</b></p> <p>≪神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間を通じた花修景による魅力発信や観光果樹園等の周遊ツアーリズム、登山・スポーツクライミングに関しては関係団体等との幅広い連携や多様な振興方策など、様々な利用促進の取組は、評価でき、適切な水準の管理運営が期待できる。</li> <li>○ 競技の特性や危険性を踏まえたクライミングウォールや山岳事故の事故防止対策として、指導員や資格を持った職員を配置し利用者への指導を実施するなど、主体的に管理を行うとした提案をしている点も評価できる。</li> </ul> <p>≪横浜緑地株式会社≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な水準の管理運営は期待でき、「人」の関わりに着目し、ビギナーズキャンプ教室などのアウトドアプログラムや新たなイベントの提案など多様な利用促進の取組に力を入れており、評価できる。</li> </ul> <p><b>【管理経費の節減等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 双方共に提案額の積算は適切になされている。</li> </ul> <p><b>【団体の業務遂行能力】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 双方共に有資格者の配置などの執行体制やコンプライアンス等の観点から、公園及びスポーツ施設の管理運営を適切に行う業務遂行能力を有していると評価できる。</li> </ul> <p>第1順位の神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体の提案は、外部評価委員会の評価どおり、適切な水準の管理運営が期待でき、利用促進の取組や日常の事故防止、緊急時の対応が高く評価できる。</p> <p>第2順位の横浜緑地株式会社の提案は、適切な水準の管理運営は期待できるが、スポーツ施設に関する利用促進の取組や日常の事故防止、緊急時の対応などについて、第1順位の神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体に及ばないと考えられるため、第1順位の神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体を指定管理者候補としたい。</p>
-------------	--



ウ 相模三川公園

<p>名 称</p>	<p>神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ</p>
<p>概 要</p>	<p>1 公益財団法人神奈川県公園協会  (1) 設立年月日 昭和 50 年 3 月 20 日  (2) 代表者 理事長 横溝 博之  (3) 所在地 横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8  (4) 主な事業  ・ みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等  ・ 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、  利用促進等</p> <p>2 サカタのタネグリーンサービス株式会社  (1) 設立年月日 平成 30 年 4 月 12 日  (2) 代表者 代表取締役 岩井 雅彦  (3) 所在地 横浜市都筑区仲町台三丁目 5 番 7 号第三セキビル  (4) 主な事業  ・ 種子、苗木、球根の販売に関する事業（生産を除く）  ・ 土木工事、造園緑化工事、外構工事、温室工事、農業施設工  事等の企画、設計、監理、監修、請負に関する事業</p>
<p>選定理由</p>	<p>神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会都市公園部会（外部評価委員会）での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p>【サービスの向上】</p> <p>《神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ》</p> <p>○ 各ゾーンの現状課題の整理、分析を踏まえたうえで、具体的な管理方針や取組を提案している点が評価でき、適切な水準の管理運営が期待できる。</p> <p>○ 公園コーディネーターの配置、地域の伝統行事の継承、企業 CSR 活動との連携を提案しており、評価できる。</p> <p>《アメニス相模三川グループ》</p> <p>○ 適切な水準の管理運営は期待でき、閑散期や早朝・夜間のスポーツイベントの開催や、夏季の早朝・夕方の運動施設の開放など、利用促進の取組に力を入れており、評価できる。</p> <p>○ コミュニティアテンダントの配置、大学と連携したボランティアの育成を提案しており、評価できる。</p> <p>【管理経費の節減等】</p> <p>○ 双方共に提案額の積算は適切になされている。</p> <p>【団体の業務遂行能力】</p> <p>○ 双方共に有資格者の配置などの執行体制やコンプライアンス等の観点から、管理運営を適切に行う業務遂行能力を有していると評価できる。</p>

	<p>第1順位の神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループの提案は、外部評価委員会の評価どおり、適切な水準の管理運営が期待でき、都市公園施設及び植物の維持管理業務の実施方針が高く評価できる。</p> <p>第2順位のアメニス相模三川グループの提案は、適切な水準の管理運営は期待できるが、都市公園施設及び植物の維持管理業務の実施方針や管理経費の節減努力などについて、第1順位の神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループに及ばないと考えられるため、第1順位の神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループを指定管理者候補としたい。</p>
--	---

エ 山北つぶらの公園

名 称	公益財団法人神奈川県公園協会
概 要	<p>(1) 設立年月日 昭和 50 年 3 月 20 日</p> <p>(2) 代表者 理事長 横溝 博之</p> <p>(3) 所在地 横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等</li> <li>・ 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等</li> </ul>
選定理由	<p>神奈川県県土整備局指定管理者選定審査委員会都市公園部会（外部評価委員会）での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p><b>【サービスの向上】</b></p> <p>《公益財団法人神奈川県公園協会》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山間部という立地特性を理解し、各ゾーンの課題を踏まえた施設別管理方針をはじめ、長期的な景観づくりなど、将来を見据えた計画も提案している点は評価でき、適切な水準の管理運営が期待できる。</li> <li>○ 自然観察会など利用促進策に加え、地域の歴史施設と連携したのろし上げイベントなど、地域全体を盛り上げるような利用促進策が提案されており、評価できる。</li> </ul> <p>《株式会社アグサ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に根差した企業の強みを活かし、地域人材、団体、関係機関との連携や、災害時におけるこれまでの実績、本社のバックアップ体制の整備などの提案もあり、適切な水準の公園の管理運営が期待できる。</li> </ul>

**【管理経費の節減等】**

- 双方共に提案額の積算は適切になされている。

**【団体の業務遂行能力】**

- 双方共にコンプライアンスやこれまでの実績等の観点から、管理運営を適切に行う業務遂行能力を有していると評価できる。

第1順位の公益財団法人神奈川県公園協会の提案は、外部評価委員会の評価どおり、適切な水準の管理運営が期待でき、都市公園施設及び植物の維持管理業務の実施方針や利用促進の取組が高く評価できる。

第2順位の株式会社アグサの提案は、適切な水準の管理運営は期待できるが、都市公園施設及び植物の維持管理業務の実施方針や利用促進の取組などについて、第1順位の公益財団法人神奈川県公園協会に及ばないと考えられるため、第1順位の公益財団法人神奈川県公園協会を指定管理者候補としたい。